

麻布大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2025（平成37）年3月31日までとする。

II 総評

貴大学は、1890（明治23）年に設立された東京獣医講習所を起源とし、1950（昭和25）年に麻布獣医科大学として創設された。1980（昭和55）年に「麻布大学」に改称し、現在は、神奈川県相模原市にキャンパスを置き、獣医学部、生命・環境科学部及び獣医学研究科、環境保健学研究科の2学部2研究科を有する大学として発展を遂げている。

2010（平成22）年度に本協会の大学評価（認証評価）を受けた後、建学の精神である「学理の討究と誠実なる実践」を実践するため、2015（平成27）年度に「第3期中期目標・中期計画」（2015（平成27）年度～2020（平成32）年度）を策定し、管理運営上の教授会と評議会の役割の明確化等の改善を進めてきた。

貴大学では、社会連携・社会貢献活動が活発に行われ、麻布大学いのちの博物館を開館し、大学の歴史や動物学・環境学等の知識を分かりやすく展示しているほか、附属動物病院を活用した獣医師対象の「小動物臨床セミナー」を拡充しながら実施していることは、地域社会や獣医療関係者との関係性を深める取組みとして、評価できる。

一方で、環境保健学研究科において教育内容・方法等の改善を図る組織的な取組みが行われていないこと、両研究科において研究指導計画が策定されていないこと、学生の受け入れにおける定員管理などの課題が見受けられる。さらに、恒常的な自己点検・評価が行われていないため、自己点検・評価活動を適切に実施するとともに、新設された「教学会議」と「自己点検・評価本部」の連携を通じて内部質保証システムを有効に機能させ、教育の質保証及び質の向上に取り組むよう期待したい。

III 各基準の概評及び提言

1 理念・目的

＜概評＞

貴大学は建学の精神を踏まえ、大学としての目的を学則において「獣医学、畜产学、動物応用科学、生命科学及び環境科学に関する専門の学術を教授研究し、その

応用能力の展開をはかるとともに、人格の完成につとめ、進んで学術の進歩と人類の生活向上に寄与し、平和社会の建設に貢献する」と定め、大学院としての目的を大学院学則において「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」と定めている。これらの目的を達成するため、教育研究の理念として、「地球共生系『人と動物と環境の共生をめざして』」を掲げ、これに沿つて学部・学科、研究科・専攻・課程ごとに目的を定めている。

これらの目的や教育研究の理念は、『大学要覧』『事業報告書』等に加え、ホームページでも掲載し、社会に対して広く公表している。

目的や教育研究の理念の適切性の検証については、「第3期中期目標・中期計画」を策定する際に理事長のもと「中期目標・中期計画検討委員会」を設置して行われた。

2 教育研究組織

<概評>

貴大学は、獣医学部、生命・環境科学部の2学部と、これらを基礎とする獣医学研究科、環境保健学研究科の2研究科を有するほか、附置研究所として、生物科学総合研究所を設けている。そのほか、教育研究活動に必要な図書、学術資料等の整備・提供を行う附属学術情報センター、附属動物管理センター、附属動物病院、附属教育推進センター、研究推進・支援本部、健康管理センター及び麻布大学いのちの博物館を有しており、これらの教育研究組織は、大学の目的や教育研究の理念を実現するためにふさわしい教育研究組織といえる。また、地域連携センターを設置して社会的な要請に応えている点や、地域と連携し、情報発信に努めている点は評価できる。

教育研究組織の適切性の検証については、「教学会議規則」に沿って「教学会議」において行っている。

3 教員・教員組織

<概評>

貴大学として求める教員像として、「真摯に教育に取り組む」「その分野の研究者として絶えず研鑽を積み、成果を生み出す」「大学に求められている役割を認識し、他の教職員と協力して大学運営を円滑かつ効率的に推進する」の3点を、「第3期中期目標・中期計画」において定めている。また、教員組織の編制方針についても

同計画において、「目的の達成のために必要な、多様な人材」により、分野ごとの研究室は「教学会議」の議論を踏まえて編制し、大学が定めた基準に基づいた公正かつ厳正な選考、手続による教員の採用及び昇任を行い、階層、年齢、男女のバランスを考慮したうえで適正な人数を配置することを示している。

教員の資格要件は、法令を踏まえて、学部ごとに「獣医学部教員の採用(非常勤講師を含む。)・昇任基準」「生命・環境科学部における専任教員の採用・昇任の選考に関する基準」を定めている。また、研究科の教員資格については、「大学院教員の資格審査基準」に示している。

専任教員数については、2016（平成 28）年時点では生命・環境科学部環境科学科で大学設置基準上原則として必要な教授数が 1 名不足している状態であったが、2017（平成 29）年度に同学科の収容定員の削減が完了したことにより、すべての学部・研究科で大学及び大学院設置基準を満たしている。なお、年齢構成については、生命・環境科学部では、年齢構成が高齢に偏る傾向もみられるが、20 代教員の採用など改善への取組みを試みており、概ね適切に教員を配置している。

教員の募集・採用・昇任については、学部では「人事規則」に則って行っており、公募の後、各学部・研究科の教授会の意見を聴いて学長が理事会に推薦し、必要に応じて「人事委員会」に諮問し、理事会の承認を経て人事の発令を行っている。各学部の教授会で審査する際には、それぞれの採用・昇任基準に基づき判定している。研究科の教員については、原則として学部の専任教員が務めることとしており、「大学院教員の資格審査基準」に沿って研究科教授会で審査している。

なお、獣医学部では、現在の採用・昇任基準に基づく業績の評価は、研究業績を中心とした評価であり、教育実績や診療実績についての客観的評価の基準となっていないこと、生命・環境科学部では、若手の優秀な教員が昇任できるような基準がないことから、2017（平成 29）年度より学長のもと教員評価基準の見直しに着手している。

教員の資質の向上を図るためのファカルティ・ディベロップメント（F D）活動として、「ファカルティ・ディベロップメント委員会規則」により、「F D委員会」を設置し、授業に参加できない等、修学が困難になった学生の支援をテーマに研修会を実施している。また、スタッフ・ディベロップメント（S D）研修として、全教職員を対象にハラスマント講習会等を実施している。

教員組織の適切性の検証については、教育体系の見直しや研究室と教員の再編制などを教授会等に諮り、「教学会議」で論議し、学長が判断するというプロセスを経ている。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<概評>

大学全体

貴大学では、教育目標に相当するものとして、人材育成目標を「人及び動物の健康新社会に貢献する『高度専門職業人の養成』及び『幅広い職業人の養成』を教育目標とする」と定めている。これを踏まえて、学位課程別に学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めており、例えば、学士課程では「人と動物と環境の共生をめざす専門的知識と技術を習得し、幅広い視野を持ち国際社会に対して積極的に貢献できる能力」など、それぞれ修得すべき学習成果を示している。そのうえで、教育目標と学位課程別の学位授与方針に基づき、学部・学科、研究科・専攻・課程ごとに学位授与方針を定めている。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については、学位授与方針の達成に向けて必要な教育課程の編成や教育内容の考え方を、学部・学科、研究科・専攻・課程ごとに定めており、学位授与方針との整合性も含め、適切に設定している。

また、これらの学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、『獣医学部履修ガイド』『生命・環境科学部履修ガイド』『大学要覧』『大学案内』『大学院履修ガイド』に加え、ホームページにも掲載し公表している。

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性の検証について、学部では、各学科会議、研究科では、各研究科教授会を責任主体として行っている。なお、文部科学省により示された3つのポリシーのガイドラインに基づき、2016（平成28）年度に学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を見直している。

獣医学部

学科ごとに学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を掲げており、獣医学科では、学位授与方針として、「獣医師として、臨床・予防衛生・公衆衛生に対応できる専門家としての実践能力を習得している」など4項目にわたり、学生が卒業までに身につけるべき能力を定めている。また、これを踏まえ、教育課程の編成・実施方針として、「獣医師として、社会に巣立つための獣医師ライセンスの取得を目的とした獣医師国家試験対策のために、専門教育5系に属する獣医学系全教員の連携による総合的なカリキュラムを設定している」など4項目にわたり、教育課程を編成するにあたっての考え方を定めている。

動物応用科学科では、学位授与方針として、「動物応用科学の領域の特性、その社会的責任、また動物応用科学の知識と技術を基に人間社会への貢献に寄与する人

物」など4項目にわたり、学生が卒業までに身につけるべき能力を定めている。また、これを踏まえ、教育課程の編成・実施方針として、「動物科学の基礎学力の向上を起点とし、2年次までに動物応用科学が目指す人と動物とのより良い共利共生につながる幅広い教育科目群を配当」するなど3項目にわたり、教育課程を編成することを定めている。

生命・環境科学部

学科ごとに学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を掲げており、臨床検査技術学科では、「臨床検査データと疾患との関連性を正確に把握できる能力」など4項目にわたり、学生が卒業までに身につけるべき能力を定めている。また、これを踏まえ、教育課程の編成・実施方針として、「基礎学力並びに専門基礎学力を身につけるために1～2年次の早い時期から解剖学、組織学、生理学、微生物学、生化学、病理学、免疫学、医動物学などの専門基礎科目群と臨床化学、検査管理総論などの専門科目を必修とする」など3項目にわたり、教育課程を編成することを定めている。

食品生命科学科では、学位授与方針として、「食の安全・安心と人の健康に関する生物学・化学的分析技術と知識が社会に及ぼす影響を理解し、適切な倫理観を持ち自立的かつ論理的な判断を行うことができる」など5項目にわたり、学生が卒業までに身につけるべき能力を定めている。また、これを踏まえ、教育課程の編成・実施方針として、「食育教育と食の健康・医療分野への応用（フードアプリケーションサイエンス）と行政機関・食品検査機関への応用（フードレギュラトリーサイエンス）分野の両者の専門科目を体系的に学ぶため、順次性に留意し該当する専門科目を設置する」など6項目にわたり、教育課程を編成するにあたっての考え方を定めている。

環境科学科では、学位授与方針として、「健康な環境を創造する意欲や社会に貢献する責任感を持ち、環境の諸問題を解決するために持続的に取り組むことができる」など3項目にわたり、学生が卒業までに身につけるべき能力を定めている。また、これを踏まえ、教育課程の編成・実施方針として、「環境問題を把握し解決する力を養うために、環境分析、環境衛生、環境評価、環境改善に関する自然科学系科目の講義・演習・実習を配置すると共に、社会科学系科目の講義を配置する」など5項目にわたり、教育課程を編成するにあたっての考え方を定めている。

獣医学研究科

専攻・課程ごとに学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を掲げており、獣医学専攻博士課程では、学位授与方針として、「幅広い視野に立った学識を有し、

それぞれの専門領域における高度な学識（専門的知識と見識）並びに研究技術を習得している。さらに、その学識と研究技術に基づいて独自に課題を設定し、それを解決・展開できる能力を身に付けている」など3項目にわたり、大学院学生が修了までに身につけるべき能力を定めている。また、これを踏まえ、教育課程の編成・実施方針として、「獣医学に関する専攻科目の専門的知識を、各専攻科目に配当された授業科目の講義、演習並びに実験・実習により習得させる」などの4項目にわたり、教育課程を編成するにあたっての考え方を定めている。

動物応用科学専攻博士前期課程では、学位授与方針として、「幅広い視野に立った学識を有し、動物、微生物などに由来する遺伝子、細胞、タンパク質などの機能解析とその応用、食品科学における危険要因の低減、除去及び生理活性マテリアルとしての環境改善への応用、更に『健康な動物』の持つ機能の人間生活への活用、野生動物の保全・人間社会との軋轢の軽減などの研究領域に関する高度な専門知識を習得している」など3項目にわたり、大学院学生が修了までに身につけるべき能力を定めている。また、これを踏まえ、教育課程の編成・実施方針として、「動物応用科学に関する専攻科目の専門的知識を、各専攻科目に配当された授業科目の講義、演習並びに実験・実習により習得させる」など4項目にわたり、教育課程を編成するにあたっての考え方を定めている。

動物応用科学専攻博士後期課程では、学位授与方針として、「それぞれの専門領域における高度な学識（専門的知識と見識）並びに研究技術を習得している。さらに、その学識と研究技術に基づいて独自に課題を設定し、それを解決・展開できる能力を身に付けている」など4項目にわたり、大学院学生が修了までに身につけるべき能力を定めている。また、これを踏まえ、教育課程の編成・実施方針として、「それぞれの指導教員との討論のもと、自ら主体的に各分野の先端的な研究課題に取り組み、博士論文としてまとめる。これにより、課題解決方法、論理的思考、発展的な課題設定方法についてより深く学ばせる」など2項目にわたり、教育課程を編成するにあたっての考え方を定めている。

環境保健学研究科

課程ごとに学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を掲げており、博士前期課程では、学位授与方針として、「博士前期課程の修了要件を満たしたもので、かつ食品化学、健康科学、環境科学の横断した分野および環境保健科学分野に関する専門的知識および学際的知識並びに研究能力をもち、関連する分野で中堅研究者、高度技術者になる能力をもつ」など5項目にわたり、大学院学生が修了までに身につけるべき能力を定めている。また、これを踏まえ、教育課程の編成・実施方針として、「専門分野の基礎となる幅広い知識を習得させるために、健康、食、環境分

野の必修科目として開講されている授業科目の講義、実験及び実習を配置するとともに資格取得のためのプログラムを設置する」など5項目にわたり、教育課程を編成するにあたっての考え方を定めている。

博士後期課程では、学位授与方針として、「博士後期課程の修了要件を満たしたもので、かつ食品化学、健康科学、環境科学の横断した分野および環境保健科学分野に関する専門的知識および学際的知識並びに独創性の高い研究能力をもち、関連する分野で自立した研究者、高度技術者および総括指導者になる能力をもつ」など5項目にわたり、大学院学生が修了までに身につけるべき能力を定めている。また、これを踏まえ、教育課程の編成・実施方針として、「高度で専門的な博士（学術）にふさわしい学識と倫理観を修得するために、外部講師も含めた『研究者・科学者論』の授業科目を配置する」など5項目にわたり、教育課程を編成するにあたっての考え方を定めている。

（2）教育課程・教育内容

<概評>

大学全体

貴大学では、各学部・学科及び各研究科・専攻・課程の教育課程の編成・実施方針に基づき、カリキュラムを構成している。

学部のカリキュラムを構成する授業科目は、大きく基礎・教養教育科目と専門教育科目に分類され、学修上の必要に応じて、それぞれ「必修科目」「選択必修科目」「選択科目」と「自由科目」を設けている。さらに、各科目の教育内容や達成目標に応じて、基本的には低学年次において、基礎教育科目を配置し、リメディアル教育とも連携し、各学科の専門教育に備えた基礎教育と高度な専門技能者にふさわしい深い教養を修得させる教育課程となっている。

また、大学院においては、いずれの研究科・専攻・課程もコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育課程を編成している。

教育課程の適切性の検証について、学部では、学部教授会で行い、研究科では、研究科教授会において取り組んでいる。なお、2017（平成 29）年度より、「教学会議」において大学全体での検証体制の構築に向けた検討を開始しているので、適切な検証プロセスを確定し適切に機能させていくことが期待される。

獣医学部

教育目標及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、獣医学科においては、「基礎獣医学系」「病態獣医学系」「生産獣医学系」「環境獣医学系」「臨床獣医学系」の5

系を構築し、各科目は基礎から応用へ向けて順次進むよう配置している。教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目を配置しており、それらを体系的に編成している。動物応用科学科においては、カリキュラム編成を考慮して、専門分野に係る教育内容は、2コースの教育内容となる科目群と基礎基盤となる専門基礎科目群及び専門共通科目群から構成している。

生命・環境科学部

教育目標及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、各学科の特性に応じ、1、2年次では基礎学力や専門の基礎知識を、3、4年次では、例えば臨床検査技術学科で「総合臨床検査学演習」を配置するなど、より専門的、また、技術の修得を目指した科目を配置している。

すべての学科で、卒業論文を意識した準備や取組みを低学年次から始める科目編成となっており、学生に対する学修への意識付けの仕組みとして評価できる。

臨床検査技術学科では、早い時期から国家試験を意識させ、それに対応した科目を重視したカリキュラムを編成している。食品生命科学科は、2015（平成27）年度から2コース制を廃止するとともに、重複する内容の科目を整理し、新たにカリキュラムを編成している。環境科学科については、2015（平成27）年度に、それまでの2つのコースを廃止し、理系ニーズに対応する基礎から応用へと進むカリキュラム編成を行っている。

獣医学研究科

教育目標及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、各専攻・課程に専門的知識を修得させるため、講義・演習及び実験・実習に係る科目を研究領域あるいは専攻科目ごとに開設し、体系的な教育課程を編成している。博士前期課程においては、コースワークとして特論科目、リサーチワークとしてそれぞれの専門科目の演習科目と実験科目を設置している。また、博士後期課程においても演習科目と研究科目を適切に配置している。さらに「大学院学術交流協定」に基づき、他の大学院の授業科目を受講できるようにしているほか、社会人学生への教育・研究指導上の配慮として個別に時間割の編成等を行っている。

環境保健学研究科

教育目標及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、順次性のある授業科目を体系的に配置し、博士前期課程で学んだ専門分野をさらに博士後期課程において発展させることを目指したカリキュラムとなっている。また、コースワークとリサーチワークを組み合わせた専門性の高い科目編成を行っている。大学院学生としての専門

分野に関連した幅広い見識を養うという観点から、関連分野の学外の学識者を毎年複数名招聘し特別講義を実施するほか、「大学院学術交流協定」に基づき、他の大学院の授業科目を受講できるようにしている。

(3) 教育方法

<概評>

大学全体

貴大学においては、各学部の設置科目は、「獣医学部規則」「生命・環境科学部規則」に定めており、いずれも学部の目的に従って、講義、演習及び実験・実習等の各科目に適した授業形態で開講している。また、単位制度の実質化及び学修プロセスの適正化を目的に、国家資格取得を目的とする獣医学科を除き、各学部規則において1年間に履修登録できる単位数の上限を50単位未満と定めている。研究科については、研究指導を中心とした教育方法がとられているが、研究指導計画に基づく研究指導に関しては、『大学院履修ガイド』にスケジュールは示されているものの、指導方法及び内容についてあらかじめ学生に示されていないので、是正されたい。

シラバスについては、「シラバス作成要綱」を教員に配付し、全学統一の書式で作成しており、授業内容、成績評価方法等をホームページによって学生に明示している。また、授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定している。シラバスと授業内容の整合性については、学部では学生による授業評価に基づいて確認する体制を整えており、研究科では獣医学研究科では修了者へのアンケートを用いて確認を行っている。ただし、各学部及び獣医学研究科では、授業内容とシラバスの整合性がないと判断した際の改善体制を整備していないため、今後はシラバスの内容の充実に向けて改善を促す仕組みを検討されたい。また、環境保健学研究科では検証する仕組みがないため、検証体制の構築が望まれる。

入学以前や在学中に他大学との協定等に基づき、他大学にて修得した単位等、既修得単位の認定については、学則に基づき、教授会の意見を聴いて学長が認定している。

教育内容・方法等の改善について、学部においては、『授業評価報告書』の作成や評価結果の教員・学生への周知等が行われているが、実際にはこれを改善に結びつける努力は教員個人に任せられている。一方、2015（平成27）年度から「FD委員会」のもと、従来から実施していた学生による授業評価で高評価を得た教員を表彰する「グッドティーチング賞」を継続して行うほか、講演会を開催するなど、学部を中心とした教育内容・方法等の向上を図る取組みを実施しているが、講演会等へ

の参加率は高いとはいえない。学生による授業評価の結果の活用や講演会の参加者を増やす取組みについては、改善の余地があるため、工夫することが期待される。また、大学院では学生による授業評価を行っていないが、獣医学研究科では修了者アンケートを実施し、教育方法や授業改善につなげている。

なお、教育内容・方法等の改善を図るための仕組みに関しては、2017（平成29）年度から「教務委員会」で取り組むこととしており、今後は「ファカルティ・ディベロップメント推進規程」に定めた11の事項を適切に検証し、改善につなげていく努力が必要である。

獣医学部

履修指導、学習指導については、毎年度の初めに入学者オリエンテーション及び在学生ガイダンスを実施している。それぞれの設置科目は、教育課程の編成・実施方針に基づき、講義、演習及び実験・実習等の各科目に適した授業形態となっている。

獣医学科においては、1年間に履修登録できる単位数の上限を50単位以上に設定しているが、単位の実質化の観点から、50単位未満の設定に向けて検討を進めている。

教育内容・方法等の改善については、学生による授業評価に基づいて各教員が改善に結びつけている。そのうえで、同授業評価の結果に基づき、「グッドティーチング賞」を設けて受賞教員によるFD講演会を実施し、情報共有を行っている。今後はより一層の組織的なFDを行い、授業改善につなげていくことが望まれる。

生命・環境科学部

履修指導、学習指導については、ガイダンスを実施しているほか、いずれの学科でも各学年にクラス担任を配置して、履修指導や学習のアドバイスを行っている。

教育課程の編成・実施方針に基づき、講義を中心に基盤的知識を身につけ、それを踏まえて、段階を追ってより深い実習・演習に臨むというプロセスがとられている。臨床検査技術学科及び環境科学科では、学生の授業への主体的な参加を促すため「キャリア演習」「フレッシャーズセミナー」において、プレゼンテーションなどの発表方法を修得させるなど、大学で必要とする能力について学ぶ機会となっている。

教育内容・方法等の改善については、学生による授業評価に基づいて各教員が改善に結びつけている。そのうえで、同授業評価の結果に基づき、「グッドティーチング賞」を設けて受賞教員によるFD講演会を実施し、情報共有を行っている。今後はより一層の組織的なFDを行い、授業改善につなげていくことが望まれる。

獣医学研究科

履修指導については、年度初めに入学者オリエンテーション及び在学生ガイダンスにより、学位授与までの履修等について説明している。研究指導は、入学時からテーマと指導計画を策定し、複数の教員で学生の指導にあたっている。また、獣医学専攻博士課程の学生には3年次から、動物応用科学専攻では博士前期・後期課程とも2年次から、課程論文中間発表会を修了要件として課し、研究科教授会構成員全員で研究の進捗状況を確認したうえで、必要に応じて助言等を行っている。また、修了年には学位授与基準の達成に向けた予備審査を行っている。

教育内容・方法等の改善については、学生による授業評価は行っていないが、毎年、学位授与式の後に、修了者に対してアンケート調査を実施している。その結果を研究科教授会で共有し、教育成果について定期的に検証を行い、教育方法や学習指導の改善に結びつけている。

環境保健学研究科

履修指導については、年度初めにガイダンスを行い、必要な履修単位の周知、確認等を行っている。

教育目標及び教育課程の編成・実施方針に基づき、「健康、食、環境」に関する専門科目及び学際的科目により構成された特色ある講義、演習及び実験・実習を行っている。また、高度専門職業人として必要な研究能力及び豊かな学識が身につくられるように適切に配慮したカリキュラムに基づき、研究者及び専門性の高い技術者として、研究倫理、課題解決能力及び理論的思考力を理解させ、自立した研究活動を行えることを目指した教育を行っている。研究指導については、博士前期課程では主指導教員開講の特論以外に2つの特論を選択させ受講させている。また、博士前期・後期課程とともに、入学翌月までに研究計画書を作成し、それに準じた実験の中間発表を2年次に行い、研究科構成員による指導を行う等、計画的な研究指導を行っている。進捗状況は中間発表等の結果を研究科教授会で確認し、研究の進め方等について助言を行っている。

教育内容・方法等の改善については、「FD委員会」のもと、学部と合同で行われてきたが、大学院教育を対象とした取組みは行われていないため、改善が望まれる。

<提言>

一 努力課題

- 1) 環境保健学研究科においては、研究科としての教育内容・方法等の改善を図ること

とを目的とした、組織的な研修・研究等が行われていないため、改善が望まれる。

二 改善勧告

- 1) 獣医学研究科、環境保健学研究科の両課程において、研究指導計画が策定されていないので、研究指導、学位論文作成指導を研究指導計画に基づいて確実に行えるように是正されたい。

(4) 成果

<概評>

学士課程の卒業要件については、学則において、学部ごとに定められた修業年限以上在学し、「各学部所定の授業科目及び単位を修得した者については、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する」と規定している。これらは学生に対し『獣医学部履修ガイド』『生命・環境科学部履修ガイド』により、周知を図っている。

博士前期課程の修了要件については、大学院学則において「博士前期課程修了の要件は、当該課程に2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする」と定めている。博士後期課程の修了要件についても、大学院学則に定めている。また、学位論文審査基準については、課程ごとに定め、『大学院履修ガイド』により、あらかじめ大学院学生に明示している。

学生の学習成果を測定するための指標としては、在学生調査における在学生の総合満足度、入学後の成長度、学部・学科の学問内容満足度等を主要な評価指標とし、特に総合満足度及び入学後の成長度を重視しており、調査結果から、貴大学として各学部・研究科における教育内容が全学的に教育効果に結びついていると判断している。ここで用いられている在学生調査及び獣医学研究科において行っている学位論文審査の予備審査でループリック式の学位論文評価基準を用いる試みは、教育の質の向上へ向けた努力として評価できる。ただし、国家資格取得を目指す学科においては、国家資格の取得率を成果とし、それ以外の学科及び研究科においては、就職率や学位授与者数を成果としているが、評価指標として十分とはいえないため、これらの評価指標については今後検討が必要である。

5 学生の受け入れ

<概評>

貴大学の目的に基づき、大学全体の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）として、「両学部ともに、本学の建学の精神をよく理解し、教育の目的、教育理念に賛同し、明確な目的意識を持ち、学びや自己の成長への強い意欲に溢れ、また大学教育を受けるに十分な基礎学力を有する学生を求めている」等と定めている。これを踏まえて、学部・学科ごとに、学生の受け入れ方針を定め、獣医学部では「学習意欲が旺盛で、高等学校までの基礎学力、特に生物・化学を含む理科の学力が十分に備わっている人」等、生命・環境科学部では「高度な専門知識をもって、社会に貢献することに強い意識を持っている人」等を求める学生像として明示している。また、研究科においても、専攻・課程ごとに求める学生像を明示した学生の受け入れ方針を定めている。

これらの方針は、『大学案内』『大学院案内』やホームページに掲載し、公表している。

入学試験については、学部では推薦入試、社会人特別入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試等の多様な入試形態と選抜方法を採用しており、学生の受け入れ方針に基づき、入学者選抜における学力試験を実施している。また、研究科の入学試験では、一般選抜、社会人特別選抜を採用している。合否の判定にあたっては「入学者選考委員会」が主体となり、学部・研究科の教授会で審議した後、学長が合格者を決定するプロセスとなっている。

定員管理については、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、獣医学部動物応用科学科、生命・環境科学部臨床検査技術学科及び食品生命科学科で高くなっている。また、収容定員に対する在籍学生数比率が、獣医学部獣医学科、生命・環境科学部臨床検査技術学科で高くなっているため、改善が望まれる。大学院では、環境保健学研究科博士後期課程で収容定員に対する在籍学生数比率が、低くなっているため、改善が望まれる。

学生の受け入れの適切性の検証については、「入学者選考委員会」で議論し、各教授会の審議を経ている。今後は適切な定員管理に向けて、さらなる検証と改善が望まれる。

<提言>

一 努力課題

- 1) 過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、獣医学部では動物応用科学科で1.21、生命・環境科学部で1.21、同臨床検査技術学科で1.22、同食品生命科学科で1.22と高く、また、収容定員に対する在籍学生数比率が、獣医学部で1.21、同獣医学科で1.24、生命・環境科学部では臨床検査技術学科で1.22と高いので、改善が望まれる。

2)環境保健学研究科博士後期課程の収容定員に対する在籍学生数比率が 0.17 と低いので、改善が望まれる。

6 学生支援

<概評>

貴大学では、「麻布大学における学生への総合的支援に関する規則」において、学生支援に関する基本方針を「修学に関する相談体制等を整備し、学生が必要とする修学支援を行う」「キャリア形成及び就職に関して学生が必要とする支援を行う」など 7 項目にわたって定めている。また、クラス担任又は研究室担当教員及び事務担当者が連携して相談・支援に取り組むなどの修学支援に関する方針を「麻布大学における修学支援を必要とする学生への対応に関する規則」に定めている。これらの方針は学内イントラネットなどを通じて教職員に共有している。

修学支援については、各学科・各学年にクラス担任を配置し、成績不良者・留年決定者など、早期に状況の把握と分析を行い、段階を経た指導や修学不足の学生を選抜し、リメディアル授業を受講させるなど、学生の状況に応じた支援を実施している。また、障がいのある学生に対してもノートテイクなどの対策を講じている。

奨学金等の経済的支援措置については、日本学生支援機構奨学金と学内奨学金制度があるが、貸与奨学金制度のみであり、給与奨学金制度を含めた、より一層の検討・拡充が望まれる。

生活支援については、健康管理センターによる学生の心身の健康管理のほか、学生相談室及びメンタルヘルス相談室を設置している。また、「セクシュアル・ハラスメント等人権侵害防止ガイドライン」を制定するとともに、これらはリーフレット等により周知している。これに基づき、「ハラスメント防止委員会」の設置や専門の相談員が対応を行っている。

進路支援については、『就職活動ガイドブック』を配付するとともに、キャリア・就職支援課、就職相談室及び「キャリア・就職支援対策委員会」を中心とした全学的な支援体制により、キャリアガイダンスやさまざまな対策講座を実施している。

学生支援の適切性の検証については、総合的には「学生支援運営委員会」が、修学支援については「学生指導委員会」が、進路支援については「キャリア・就職支援対策委員会」が行っている。具体的には、修学支援については、2016（平成 28）年度の進級結果から留年懸念者の抽出条件の適切性を検証し、その結果を 2017（平成 29）年度の指導内容に反映することで改善につなげている。進路支援については、キャリア教育の現状を定期的に評価し、改善案は各部局に報告している。しかし、「学生支援運営委員会」については、学生支援・健康管理支援・学生相談等の個別

の学生支援を優先して対応したことから、開催に至っておらず、学生支援の総合的な検証は行われていないため、今後は積極的な委員会の運営が望まれる。

7 教育研究等環境

<概評>

教育研究等環境に関する方針として、「第3期中期目標・中期計画」において、「建学の理念を具現化するキャンパス」「人・動物・自然環境を意識するキャンパス」「あらゆる状況において危機管理が徹底された信頼性の高いキャンパス」「時を経るごとに価値を高めていくキャンパス」のキャンパス整備における4つの柱を定めている。また、これに基づき、教育研究設備の整備に関する方針などの諸方針を定めている。これらの諸方針は学内インターネットを通じて教職員に共有している。

校地及び校舎面積は、大学設置基準を満たしている。

附属学術情報センターでは、教育研究活動に必要な図書、学術資料等及び情報関連環境を整備している。業務にあたるスタッフとしては、専門的な知識を有する専任職員を配属し、図書資料等を効果的に運用している。また、国内外の教育機関との学術情報相互提供システムとして国立情報学研究所が提供する学術コンテンツの利用や他大学とのネットワークも利用できる環境を整備している。開館時間は授業の実施時間にも配慮され、学生が利用しやすい環境となっている。

専任教員の研究費としては、学科の専門分野ごとに基礎配分額を定めており、概ね適切な研究費が支給されている。これに加え、学内競争的資金を設けることで教員の研究の活性化を図っている。

専任教員のための研究室については、一部の教員で、研究室の方針として在籍する学生・大学院学生と共有している場合もあるが、基本的には個室として整備している。

施設・設備及び機器・備品の整備並びに管理体制や衛生・安全の確保の体制については、概ね整備されている。附属学術情報センターでは、障がい者対応として建物入り口にスロープを設け、エレベーターでの移動が可能となっている。

教育環境の整備の一環として、ティーチング・アシスタント（T A）やリサーチ・アシスタント（R A）を設けており、教育の補助や研究の補助の業務に携わっている。

研究倫理を涵養する取組みについては、教員及び大学院学生に対し、e ラーニングプログラムの受講を義務化している。また、研究倫理全般に関するセミナーを2016（平成 28）年度に2回開催している。

教育研究等環境の適切性の検証について、キャンパス全体の整備にあたっては理

事長及び学長が必要に応じて「環境整備委員会」での審議を求め、理事会に諮り、改善を図る措置をとっている。図書館・情報システム等を所掌する附属学術情報センターや、各研究室の施設・設備の改善を図る際は、部局長が学長に申し出るなどの手続で行っているが、教育研究等環境全体を管理・検証する体制が整っていないため、体制の整備が望まれる。

8 社会連携・社会貢献

<概評>

目的・教育研究の理念に基づき、社会連携及び社会貢献に関する方針として、「第3期中期目標・中期計画」において、「獣医療・人の健康・環境分析における社会貢献を積極的に推進し、その成果を社会に還元する」こと、「地域社会との連携の推進及び生涯学習教育（卒後教育を含む。）の充実を図る」こと、「地方自治体と協力して、学生教育の一貫として、地域活性化及び環境教育などに協力し、必要に応じて、地域活性化に資する研究を推進する」ことなどを掲げている。さらに、社会連携を推進するため、利益相反ポリシー及び知的資産ポリシーを定めている。これらの方針は学内イントラネットを通じて教職員間で共有している。

社会貢献については、生涯学習事業、共同研究事業、産学官連携の取組み、博物館を通じた取組み、国際交流事業、学外への教職員派遣に大別して取り組んでいる。なかでも、生涯学習事業に積極的に取り組んでおり、2015（平成27）年度から「卒後教育セミナー」として、「卒業生に対する継続教育を目的としたセミナー」「養豚関係のセミナー」及び附属動物病院における「小動物臨床セミナー」の3つを開催している。「小動物臨床セミナー」については、従来は貴大学の研修獣医師を対象に実施していたが、近隣獣医師を含めた臨床獣医師への卒後教育の一環で公開講座として行い、仕事後に参加できるよう夜間の時間帯に開催し、獣医師免許所持者を対象とした学術ノウハウの普及に寄与する取組みとなっていることは高く評価できる。そのほか、相模原市や座間市の教育委員会と共に「さがみはら市民大学」や2016（平成28）年度から新設した「高齢者を対象とした生涯学習講座」など、多彩な生涯学習事業を展開している。

また、2015（平成27）年度には創立125周年記念事業の一つとして、「学園の歴史と教育研究の成果を広く社会に発信して、学ぶことの楽しさや喜びを共有し、地域交流に役立て社会に貢献すること」を目的に麻布大学いのちの博物館を開館し、動物標本や論文・書籍等の貴大学に蓄積されてきた学術資料を整理して、6つの展示コーナー（博物館へのいざないコーナー、獣医学コーナー、動物に学ぶコーナー（生命・環境科学部コーナー含む。）、歴史コーナー、ハンズオンコーナー及び企画

展示コーナー)に分けて動物学及び環境学の研究成果を社会に発信している。また、ハンズオンコーナーでは、学生サークル「ミュゼット」が骨格標本に触れるコーナーで解説を行っており、学生も積極的に博物館運営に携わっている。博物館では毎月のアンケート結果をホームページに公開し、アンケート項目の「期待すること」に寄せられた意見を取り入れながら博物館運営を行っており、これらの取組みは高く評価できる。また、産学官連携事業として、産学官連携コーディネーターや知的資産コーディネーター、企業と業務委託契約を締結し、貴大学の研究成果である技術等を国内外の企業で活用するよう取り組んでいる。国際交流事業としては、学術交流協定に基づき海外の研究者との交流を図っているほか、国・地方自治体からの依頼を受けて各種審議会等へ教員を派遣し、政策への協力等を行っている。

社会連携・社会貢献の適切性の検証については、地域連携センター、「国際交流委員会」、附属動物病院等の機関において改善に向けて取り組んでいる。ただし、社会連携・社会貢献全体の組織的な検証は行われていないため、今後は組織的な検証体制の確立が望まれる。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) 附属動物病院では、公開講座として、近隣獣医師を含めた卒後教育の一環として「小動物臨床セミナー」を行っており、「犬猫のリンパ球系腫瘍の診断・治療」や「腹部超音波検査実習」など、座学だけでなく実習を含めたテーマで開講し、仕事後に参加できるよう夜間の時間帯に開催するなど、参加者のニーズに対応することで多数の参加を得ている。このように、教育研究上の成果を社会に還元するとともに、獣医師免許所持者を対象とした学術の普及に寄与していることは評価できる。
- 2) 学園の歴史と教育研究の成果を広く社会に発信して、地域交流に役立て社会に貢献することを目的に、創立125周年事業の一つとして、2015(平成27)年度に麻布大学いのちの博物館を開館し、動物標本や論文・書籍等の貴大学に蓄積されてきた学術資料を整理して、大学の歴史や動物学・環境学の知識を一般にも分かりやすく展示している。とくに、骨格標本などの展示物に触れることが可能なハンズオンコーナーでは、学生サークルが解説を行っており、学生も運営に携わるなどの工夫がみられる。また、来館者アンケートに寄せられた意見を取り入れながら継続しており、貴大学の専門性を生かした社会貢献となっていることは評価できる。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

<概評>

管理運営の基本方針は、「第3期中期目標・中期計画」において「大学及び高等学校を含めた学園を取り巻く経営環境の悪化と社会情勢の変化に迅速に対応するため、簡素で効率的、かつ、機動的な意思決定と着実な執行及び教育学術研究成果を広く社会に還元する管理運営体制の構築を目指す」ことを定めている。この方針は学内イントラネットを通じて教職員間で共有している。

法人の意思決定に関わる組織として、「学校法人麻布獣医学園寄附行為」において、理事会、評議員会の役割を定め、教学に関わる役職については「運営規程」において学長、学部長、学科長等の役割・権限が規定されている。決定プロセスとしては、教授会を経て「教学会議」において審議し、学長が決定を行い、理事会に対して学長が意見を述べるような体制となっている。

大学業務を支援する事務組織については、各事務組織の業務等を「学校法人麻布獣医学園事務組織規程」に則って組織し、必要な事務職員を配置している。また、人事評価を通じて事務職員の意欲・資質向上を図るとともに、SDの一環として定期的に外部講師による講習会を実施し、事務職員の能力・資質の向上を図っている。

管理運営の適切性の検証については、「教学会議」及び「部局長連絡会議」を設置し、検証体制は整備しているが、適切に機能しているとはいえないため、今後検証プロセスが適切に機能するよう積極的な運営を期待したい。

予算については、理事会において予算編成大綱を承認のうえ、これに基づき理事会・評議員会で予算及び事業計画を審議・承認している。執行プロセスについては予算管理システムを導入しており、執行管理が可能となっている。また、監査法人による会計監査及び監事による業務及び財産の状況の監査を実施している。このほかに、監査室を設け、内部監査にも取り組んでいる。

(2) 財務

<概評>

中・長期財政計画として、2015（平成27）年度から2020（平成32）年度までの6年間における「第3期中期目標・中期計画に係る収支見通し」を策定している。また、『点検・評価報告書』において、目標として、安定的な財政基盤の確立、財務内容の明確化・透明化、収入財源の多様化の3点を示している。

財務関係比率については、「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均に比べ、事業活動収支計算書（消費収支計算書）関係比率では、法人全体、大学部門とともに、

人件費比率は低く、教育研究経費比率は高い水準を維持している。しかし、事業活動収支差額比率（帰属収支差額比率）は、同平均を下回っている。貸借対照表関係比率では、同平均に比べ、総負債比率が高く、純資産構成比率（自己資金構成比率）が低くなっている。また、「要積立額に対する金融資産の充足率」も低く推移していることから、教育研究目的・目標を実現するうえで必要な財政基盤は十分であるとはいえない。今後は、「第3期中期目標・中期計画に係る収支見通し」に基づいた具体的な施策を検討し、着実に取り組むことが望まれる。

外部資金については、科学研究費補助金の申請に関するセミナーを開催するなどの取組みを行っており、同補助金や受託研究費・共同研究費等の採択件数及び受入額において一定の成果を上げている。

10 内部質保証

<概評>

貴大学では、内部質保証に関する方針として、「第3期中期目標・中期計画」において、「教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめ認証評価機関である公益財団法人大学基準協会の第三者評価を得るとともに、その結果を社会に公表する」ことを定めている。この方針は学内インターネットを通じて教職員に共有している。

「自己点検・評価規則」に定めた「自己点検・評価本部」において、自己点検・評価する項目として理念・目的に関する事項、教育内容・方法・成果に関する事項、学生の受け入れに関する事項等の認証評価機関が定める基準に則った事項のほか、中期目標・中期計画に関する事項、学長が必要と定めた事項等の計13項目を示している。これに沿って、「自己点検・評価本部」は、毎年自己点検・評価を実施し、その結果をとりまとめ、そのうえで「教学会議」において改善方策を立案することとしているが、実際には、認証評価を受ける際の実施にとどまっており、現段階では貴大学の諸活動を自己点検・評価する取組みが定期的に行われているとはいえない。

また、「自己点検・評価結果を改善・改革につなげる取組と定例の学科会議等で議論される内容が、教職員各位の意識レベルにおいて、連携することや連関性の重要さが意識されていないこともあって、自己点検・評価に関する議論は、自己点検・評価組織内部の議論・検討にとどまっている」と貴大学自ら自己点検・評価しており、この観点からも、自己点検・評価の結果を有効に活用し、諸課題の改善に役立てているとはいえない。

自己点検・評価活動の一環として、教育研究活動に関するデータベース化に取り

組むため、2015（平成27）年度から事務組織にIR組織を立ち上げ、2016（平成28）年度からは広報・IR室として志願者広報とIR機能を担うこととしている。

このように、貴大学では内部質保証に関する方針を定め、規則に基づいて自己点検・評価を担う組織として「自己点検・評価本部」を設け、そこでの分析結果に基づき改善へ向けての方策を議論する「教学会議」の役割を定めるなど、自己点検・評価の体制を整えつつあるが、実績を有しておらず、現段階で内部質保証システムを適切に機能させているとはいえない。今後、内部質保証システムとして自律的に運用し、諸課題の改善へ向けて機能させることが望まれる。

情報公開については、前回の大学評価時の自己点検・評価の結果や3つのポリシー、財務状況等についてはホームページに掲載しているが、学校教育法施行規則で公開が求められている教員の業績について一部の教員の業績がホームページに掲載されていないため、掲載することが望まれる。

<提言>

一 努力課題

- 1) 貴大学では「自己点検・評価規則」において、自己点検・評価を毎年実施することを規定しているが、実際には、認証評価を受ける際の実施にとどまっており、同規則に従った定期的な自己点検・評価活動は行われていない。今後、規則に従い、自己点検・評価を定期的に実施するとともに、それに基づいて、諸課題の改善に取り組む仕組みを構築・機能させるよう改善が望まれる。

各基準において提示した指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を、「改善勧告」についてはその改善状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2021（平成33）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

以 上